

平成 2 7 年度

事 業 計 画

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

はじめに

昨年度も、日本赤十字社神奈川県支部の各事業につきましては、県民の皆さま並びに関係者の皆さまの温かいご理解とご協力のもとに着実に推進することができ、心から感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から4年が経過しましたが、被災地は、依然として復興途上であり、日本赤十字社では、引きつづき地域のニーズに即した活動を展開しているところです。

当支部では赤十字のもつ基本的なミッションを改めて見つめなおすとともに、社会から求められている役割を担うという視点で、効果的に事業を推進することを目的に策定した「中期事業計画～県民900万人総赤十字」に基づき、平成25年度からの3カ年計画で、事業を展開しているところです。

平成27年度は、同計画の最終年度であることから、主軸に据えた3つの柱の目標達成に向け、より具体的に事業を推進いたします。

1つ目の柱である「全ての県民に対する赤十字思想の普及を図る」については、赤十字の理解者・協力者を拡大するため、事業強化に必要な調査を実施するとともに、社内体制の充実・強化を図り、事業展開方法を構築します。

2つ目の柱である「全ての県民を守る災害救護体制の充実・拡大を図る」については、災害発生時に効果的な救護活動を実施するため、災害対策本部の機能強化、備蓄倉庫の充実などを行うとともに、救護班要員や協力ボランティアなどの教育訓練や防災関係機関等と連携した訓練を実施するなど、救護体制の強化に努めます。さらに、災害発生直後からよりニーズの高い地域で救護活動を展開するための「災害時情報収集システム」の構築、研修、運用訓練を行います。

3つ目の柱である「全ての県民に対する健康・安全思想の普及を図る」については、企業・地域・学校等との連携をより強化し、県民のニーズやターゲットに対して効果的な講習の普及を図ります。なお、日本赤十字社とタイアップしている団体へ指導員を積極的に派遣するなど、他団体との共同事業を推進します。

そして、3カ年計画で実施した中期事業計画の検証、事業構築にかかる多角的な検討を行い、平成28年度以降の次期中期事業計画を策定します。

さらに、地域の中核病院として質の高い医療を提供する赤十字病院の運営、血液製剤の安定供給確保を進める血液事業の推進、視覚障害者への情報提供施設である県ライトセンターの運営強化など、当支部に与えられた大切な使命につきましても、これまで以上に充実させるべく取り組んでまいります。

平成27年度も、地区本部・地区・分区、町内会、自治会、ボランティアの皆さまをはじめ、関係者の皆さまの温かいご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

目 次

はじめに	1
平成27年度 県内赤十字事業体系図	6
中期事業計画体系図	7
平成27年度 県内赤十字施設当初予算概要表	8
平成27年度 事業内容	9
第1章 災害救護事業	
1 災害救護活動の機能強化	
(1) 神奈川県支部防災業務計画の運用および検証	9
(2) 救護マニュアルの運用および検証	9
(3) 地震別災害対応計画の策定	10
(4) 災害対策本部の再整備	10
(5) 第2災害対策本部の設置	10
(6) 災害備蓄倉庫の活用	10
(7) 第2災害備蓄倉庫の整備	10
(8) 災害時情報収集システムの構築・運用	11
(9) 救護活動用車両等の燃料を確保するための施策	11
(10) 災害時事業継続計画に基づく事業継続性を確保するための施策	11
(11) 帰宅困難者受入計画に基づく体制の整備	11
2 災害救護要員の養成・強化	
(1) 本社・近隣支部等との広域相互支援体制の強化	11
(2) 教育訓練等の実施	12
(3) 赤十字防災ボランティア養成の推進	12
(4) 防災ボランティアとの連携強化	13
3 救護資機材の整備	
(1) 救護資機材の整備	13
(2) 地域への救援物資の配備	13
(3) 減災セミナー用資材の作成	13
4 救護活動の実施	
(1) 火災・風水害等被災者援護事業	14
(2) 床上浸水被災者援護事業	14
(3) 臨時救護事業	14
第2章 健康・安全事業	
1 健康・安全事業の推進	
(1) 救急法講習の開催	15

(2) 水上安全法講習の開催	16
(3) 雪上安全法講習の開催	16
(4) 健康生活支援講習の開催	17
(5) 幼児安全法講習の開催	17
(6) 講習開催が少ない地域での開催	18
2 健康・安全思想の普及を目的としたイベント等の開催	
(1) 救急法競技会の開催やイベントへの参加	18
(2) 特別プログラムの開催	18
3 普及体制の強化	
(1) 指導員養成講習の開催	19
(2) 指導員会議および研修会の開催・関係会議等への参加	19
(3) 企業・団体内指導員の養成	19
4 他団体との共同事業推進	
(1) 神奈川県警察への協力	20
(2) 自動車教習所協会への協力	20
(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会とのタイアップ	20
(4) 公益社団法人全国医薬品販売登録者協会とのタイアップ	20
(5) 全国保育園保育士看護師連絡会とのタイアップ	20

第3章 国際活動

1 国際救援・開発協力	
(1) カンボジア地雷犠牲者支援事業への協力	21
(2) カンボジア・ミャンマー・東ティモール救急法普及支援事業への協力	21
2 国際救援要員の養成・確保	
(1) 国際救援要員・開発協力要員の養成	22
3 安否調査	
(1) 安否調査	22
4 国際交流事業	
(1) 国際交流事業	22
5 海外救援金の受付	
(1) 海外たすけあいキャンペーンの推進	22

第4章 赤十字奉仕団

1 赤十字奉仕団相互の連携強化および活動促進	
(1) 支部委員会・連絡協議会等の開催	23
(2) 中央行事への参加	23
2 ボランティアの育成・支援	
(1) 育成事業	24
(2) 奉仕団と支部との連携強化	24

3 公共的・福祉的行事の支援	
(1) 地域福祉活動への助成	25
(2) 各種行事への奉仕団員の派遣	25
参考 神奈川県赤十字奉仕団研修体系	

第5章 青少年赤十字

1 青少年赤十字の普及	
(1) 加盟促進とメンバー増強	28
(2) 減災セミナーの実施（学校）	28
2 青少年赤十字活動の活性化	
(1) 指導者協議会等の開催	29
(2) 情報の提供と活動への支援	29
3 青少年メンバー育成と指導者養成	
(1) 青少年赤十字指導者の養成	30
(2) 中央行事への参加	30
(3) 国際理解教育の推進	30
(4) 国際人道法の青少年への普及	31
(5) リーダーシップ・トレーニング・センター（LTC）等の各種講習会の開催	31

第6章 赤十字思想の普及

1 広報活動の促進	
(1) 赤十字運動月間キャンペーンの横断的な展開	32
(2) 広報資材の作成・配布	33
(3) ホームページ・メールニュース等による情報の発信	33
(4) 地域イベント・学校行事への参画	33
(5) 赤十字運動の拡大	33
2 「かながわ赤十字情報プラザ」の展開	
(1) 「かながわ赤十字情報プラザ」の充実	34
3 国際人道法の普及	
(1) イベントでの国際人道法の普及	34
4 組織基盤の強化	
(1) 事業計画・事業報告の策定	34
(2) 事業強化にかかる調査、施策の策定	34
(3) 地区・分区交付金活用メニューの活用促進	35
(4) 県内広報の推進	35
(5) 県内施設・赤十字メンバーとの連携強化	35
5 他団体との連携強化	
(1) 県民に対する多面的なアプローチの展開	36
(2) 企業・赤十字が連携するCSR活動の推進	36

(3) CSR活動としての社資協力の推進	36
第7章 市区町村における赤十字事業の促進	
1 市区町村における赤十字事業の促進	
(1) 「地域住民への還元」の視点に立った事業の展開	37
(2) 減災セミナーの実施（地域）	37
第8章 看護師の養成	
1 最新医療に対応できる看護師の養成	
(1) 日本赤十字学園等への委託養成	38
2 支部における救護看護師養成	
(1) 救護看護師養成研修会の開催	38
第9章 医療事業	
1 地域に根ざした医療の提供	
(1) 横浜市立みなと赤十字病院	39
(2) 秦野赤十字病院	41
(3) 相模原赤十字病院	42
第10章 血液事業	
1 血液製剤の安定供給の確保	
(1) 献血者の安定的確保および安全対策	44
2 献血思想の普及	
(1) 若年層への献血思想の普及	45
(2) 献血協力者・団体との連携の強化	45
第11章 社会福祉事業	
1 視覚障害者の社会参加促進	
(1) 神奈川県ライトセンター	46

平成27年度 県内赤十字事業体系図

() 内の数字は、平成27年度予算額

主要事業 (中期事業計画 施策)



※平成24年度より、神奈川県赤十字血液センターは、都道府県単位の事業運営体制から全国を7ブロックに分けた広域的事業運営体制に移行したことにより、関東甲信越ブロック血液センターに所属しています。

中期事業計画体系図

赤十字の理念・目的

赤十字運動の推進として、「人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減を行う」という「人道」の理念に基づき、地域社会に貢献する。

基本方針

全県民に赤十字運動を拡大する

柱1

全ての県民に対する
赤十字思想の普及を図る

プロジェクト1 事業基盤の強化

事業1 支部事業強化

施策1 事業強化にかかる調査、施策の策定(P.35)

事業2 地域事業強化案策定

施策2 地区・分区交付金活用メニューの策定(P.35)

プロジェクト2 広報活動の推進

事業3 イベントの活用

施策3 地域イベント・学校行事への参画(P.33)

施策4 赤十字運動月間等でのイベントの開発・実施(P.33)

プロジェクト3 他団体との連携強化

事業4 企業とのパートナーシップの推進

施策5 企業・赤十字が連携するCSR活動の推進(P.36)

施策6 CSR活動としての社資協力の推進(P.36)

事業5 地域とのパートナーシップの推進

施策26により実施(P.18)

事業6 学校とのパートナーシップの推進

施策7により実施(P.30)

事業7 市区町村とのパートナーシップの推進

施策5により実施(P.36)

プロジェクト4 ボランティアの強化

事業8 青少年赤十字指導者の養成

施策7 青少年赤十字指導者の養成(P.30)

事業9 赤十字奉仕団の強化

施策8 既存奉仕団の次世代団員の確保(P.24)

施策9 奉仕団未結成地域の奉仕団設立(P.24)

施策10 奉仕団と支部との連携強化(P.24)

柱2

全ての県民を守る
災害救護体制の充実・拡大を図る

プロジェクト5 防災および救護にかかる計画の策定・強化

事業10 防災業務計画・救護マニュアル改定

施策11 防災業務計画の改定(P.9)

施策12 救護マニュアルの改定(P.9)

事業11 地震別災害対応計画の策定

施策13 首都直下地震対応計画の策定(P.10)

施策14 東海地震対応計画の策定(P.10)

事業12 事業継続計画の策定

施策15 災害時事業継続計画の策定(P.11)

事業13 帰宅困難者受入計画の策定

施策16 帰宅困難者受入計画の策定(P.11)

プロジェクト6 災害救護体制の強化

事業14 施設および資機材の整備

施策17 第2災害対策本部の設置(P.10)

施策18 第2災害備蓄倉庫の整備(P.10)

施策19 地域への救援物資の配備(P.13)

事業15 災害時物資供給にかかる協定の締結

施策20 救護班用食料の確保にかかる協定の締結(平成25年度完了)

施策21 救護活動用車両等の燃料確保にかかる協定の締結(P.11)

プロジェクト7 防災・減災思想普及推進

事業16 減災セミナーの開催

施策22 減災セミナー用資材の作成(P.13)

施策23 減災セミナーの実施(地域)(P.37)

施策24 減災セミナーの実施(学校)(P.28)

事業17 防災ボランティアの強化

施策25 防災ボランティアとの連携強化(P.13)

プロジェクト8 ボランティアの強化

事業17 防災ボランティアの強化

施策25 防災ボランティアとの連携強化(P.13)

柱3

全ての県民に対する
健康・安全思想の普及を図る

プロジェクト9 安全講習の強化推進

事業18 ターゲットを定めた講習の開催(企業)

施策5により実施(P.36)

事業19 ターゲットを定めた講習の開催(地域)

施策26 未開催地域での開催(P.18)

プロジェクト10 ボランティアの強化

事業20 救急法等講習指導体制の強化

施策27 企業・団体内指導員の養成(P.19)

(平成25年3月8日作成)

平成27年度 県内赤十字施設当初予算概要表

1 一般会計

施設名	平成27年度当初予算額	平成26年度当初予算額	増減額	増減率	備考
日本赤十字社神奈川県支部	1,023,605千円	1,041,204千円	△ 17,599千円	98.3 %	歳入・歳出同額

2 医療施設特別会計

(1) 収益的収入

施設名	平成27年度当初予算額	平成26年度当初予算額	増減額	増減率
横浜市立みなと赤十字病院	19,119,762千円	18,841,476千円	278,286千円	101.5 %
秦野赤十字病院	6,714,978千円	7,353,688千円	△ 638,710千円	91.3 %
相模原赤十字病院	3,618,198千円	3,694,313千円	△ 76,115千円	97.9 %
計	29,452,938千円	29,889,477千円	△ 436,539千円	98.5 %

(2) 収益的支出

施設名	平成27年度当初予算額	平成26年度当初予算額	増減額	増減率	平成27年度収支差引額
横浜市立みなと赤十字病院	18,848,778千円	18,607,654千円	241,124千円	101.3 %	270,984千円
秦野赤十字病院	7,116,731千円	7,672,622千円	△ 555,891千円	92.8 %	△ 401,753千円
相模原赤十字病院	3,746,604千円	3,690,910千円	55,694千円	101.5 %	△ 128,406千円
計	29,712,113千円	29,971,186千円	△ 259,073千円	99.1 %	△ 259,175千円

(3) 資本的収入支出

施設名	平成27年度当初予算額	平成26年度当初予算額	増減額	増減率	備考
横浜市立みなと赤十字病院	840,568千円	1,009,622千円	△ 169,054千円	83.3 %	収入・支出同額
秦野赤十字病院	570,183千円	591,428千円	△ 21,245千円	96.4 %	収入・支出同額
相模原赤十字病院	325,179千円	345,140千円	△ 19,961千円	94.2 %	収入・支出同額
計	1,735,930千円	1,946,190千円	△ 210,260千円	89.2 %	

3 社会福祉施設特別会計

施設名	平成27年度当初予算額	平成26年度当初予算額	増減額	増減率	備考
神奈川県ライトセンター	343,613千円	359,746千円	△ 16,133千円	95.5 %	歳入・歳出同額

第1章 災害救護事業

日本赤十字社の災害救護活動は、医療救護や救援物資の備蓄・配分、血液製剤の供給、義援金の受付・配分、その他災害救護に必要な業務など多岐にわたります。活動は、赤十字の理念に基づき、独自の判断で行いますが、災害救助法、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）等において定められた指定公共機関として国や地方公共団体への協力も行います。

また、日本DMAT隊員養成研修を修了している県内3赤十字病院の救護班は、神奈川県のと要請により神奈川DMATとしても活動します。

平成27年度も、発災後速やかに救護班を派遣し、より効果的な救護活動が行えるよう救護資機材の整備をはじめ、救護班要員や救護関係奉仕団員・防災ボランティア等の教育訓練や日本DMAT・防災関係機関と連携した訓練への参加等、引き続き救護体制の強化に努めます。

さらに、災害発生直後から、よりニーズの高い地域で救護活動を展開することを目的とし、赤十字ボランティアから県内各地域の被災状況を収集する「災害時情報収集システム」を構築するとともに、同システムの運用にかかる研修・運用訓練などを実施します。

また、神奈川県が被災地になることを想定し、県民一人ひとりの減災に対する意識向上を目的とした「減災セミナー」を県内各地で開催します。

1. 災害救護活動の機能強化

(1) 神奈川県支部防災業務計画の運用および検証

(中期事業計画一施策 11)

平成26年度、政府・中央防災会議の最近の動向を踏まえて本社が見直しを行った「日本赤十字社防災業務計画」に基づいて、「神奈川県支部防災業務計画」を改定しました。

平成27年度は、同計画の運用と検証を行い、必要に応じてさらに改定します。

(2) 救護マニュアルの運用および検証

(中期事業計画一施策 12)

平成26年度に改定した救護マニュアルに基づいて支部救護訓練を実施し、運用にかかる検証を行い、必要に応じてさらに同マニュアルを改定します。

(3) 地震別災害対応計画の策定

(中期事業計画－施策 13,14)

平成26年度、「首都直下地震対応計画」・「東海地震対応計画」を策定しました。
平成27年度は、運用と検証を行い、必要に応じてさらに改定します。

(4) 災害対策本部の再整備

災害発生時に効果的な救護活動をより迅速に展開するため、資機材の充実整備をはじめとした災害対策本部室の再整備を行います。

(5) 第2災害対策本部の設置

(中期事業計画－施策 17)

平成25年度、大規模災害により支部社屋が被災した場合に備えた第2災害対策本部を設置し、平成25年度と平成26年度に資機材を整備しました。

平成27年度以降に予定されている神奈川県赤十字血液センターの移転にあわせて整備を進めていきます。

(6) 災害備蓄倉庫の活用

横浜市立みなと赤十字病院に隣接する支部災害備蓄倉庫で大規模災害発生時に迅速な対応ができるよう、救護資機材や救援物資の整備・点検を行います。

さらに、倉庫敷地内のスペースで災害救護活動用大型テントの設営・撤収訓練等を行います。

(7) 第2災害備蓄倉庫の整備

(中期事業計画－施策 18)

平成26年度、横浜市立みなと赤十字病院に隣接する支部災害備蓄倉庫が大規模地震発生時に津波被害等で使用できなくなることを想定した第2災害備蓄倉庫の設置場所を平成27年度以降に予定されている神奈川県赤十字血液センターの移転にあわせて整備を進めていきます。

新 (8) 災害時情報収集システムの構築・運用

災害発生直後から、よりニーズの高い地域で救護活動を展開することを目的として、「災害時情報収集システム」を構築します。このシステムは、赤十字ボランティアからスマートフォンを用いて提供された県内各地域の被災状況を分析し、地図上に可視化するものです。

同システムにおける情報分析業務を日本赤十字社神奈川県支部災害対策本部支援センターと連携して行うことから、同支援センターとの連携強化を図るとともに運用体制を構築します。

また、災害時に情報収集をスムーズに行うため、システム運用にかかる協力ボランティアへの研修および訓練を実施します。

(9) 救護活動用車両等の燃料を確保するための施策

(中期事業計画－施策 21)

災害時の救護班等の活動を確保するため、救護活動用車両等の燃料調達にかかる対策として全国共通の燃料調達方法を検討し、確立します。

(10) 災害時事業継続計画に基づく事業継続性を確保するための施策

(中期事業計画－施策 15)

事業継続計画において選定した非常時優先業務について、担当職員以外でも優先業務が継続的に実施できるよう、各課優先業務の業務マニュアルを策定します。

(11) 帰宅困難者受入計画に基づく体制の整備

(中期事業計画－施策 16)

「一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、発災後の迅速な一時滞在施設の開設と円滑な運営を実現するための必要な訓練の実施・検証を行い、必要に応じて改定します。

2. 災害救護要員の養成・強化

(1) 本社・近隣支部等との広域相互支援体制の強化

大規模災害発生時、日赤本社・近隣支部が連携して救護活動にあたる広域相互支援体制を確保するため、第2ブロック支部（関東・山梨・新潟）で開催する会議や研究会等に参加するとともに、県内赤十字施設との連携を図るため関係会議を開催します。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 第2ブロック支部事業推進担当課長会議 | (1回、1人) |
| ② 第2ブロック支部広域救護・救援体制調査研究会 | (6回、各1人) |
| ③ 県内赤十字施設救護業務推進会議 | (4回、各23人) |

(2) 教育訓練等の実施

救護活動を初動から迅速・的確に行えるように救護班要員（医師・看護師・主事等）の教育訓練を救護関係奉仕団の協力のもとに実施するほか、関係機関が実施する救護訓練に参加します。

ア 防災訓練への参加

- ① 九都県市合同防災訓練 (4会場、各17人)
- ② 東京国際空港航空機事故対処訓練 (2回、各8人)
- ③ 旅客船事故対応訓練 (1回、12人)

イ 災害救護訓練の実施

- ① 支部救護班要員教育訓練 (3日、51人)
- ② 災害時初動対応訓練（支部） (1回、34人)
- ③ 本社・第2ブロック支部災害救護訓練（支部・施設） (2日、14人)

ウ 救護員養成研修会等への参加

- ① こころのケア指導者養成研修会 (3日、1人)
- ② 全国赤十字救護班研修会 (2回、各8人)
- ③ 日本DMAT隊員養成研修 (1回、4人)
- ④ 日本DMORT研修会 (2人)

エ 救護員養成研修会等の開催

- ① 救護班主事研修会（ベーシック・アドバンス） (2回、各20人)
- ② 救護看護師養成研修会 (2日、30人)
- ③ こころのケア研修会 (50人)
- ④ 緊急車両走行訓練 (20人)

オ 特殊技能養成

- ① フォークリフト操作資格取得講習会 (2日、1人)

カ ボランティアを対象とした研修の実施

- ① 救護関係奉仕団研修 (1回、30人)
- ② こころのケア研修会 (100人)

(3) 赤十字防災ボランティア養成の推進

災害発生時に地域で自主的に活動する赤十字防災ボランティアや赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成します。災害発生時に奉仕団をはじめとした赤十字ボランティアが活動するためには、日頃からの研修や訓練が欠かせません。

平成27年度も地区リーダーのフォローアップ研修をはじめ、奉仕団や防災ボランティア対象の研修を実施するほか、地域における活動をまとめるために設置された赤十字防災ボランティア地区リーダーブロック連絡協議会による防災ボランティア活動の推進に努めます。

- ① 赤十字防災ボランティア養成研修会（各ブロック開催） (8回、各20人)
- ② 地区リーダー養成研修会 (2日、30人)
- ③ 地区リーダーフォローアップ研修会 (1回、100人)
- ④ 防災ボランティアリーダー会議 (4回、各23人)
- ⑤ 防災ボランティア推進会議 (4回、各18人)

(4) 防災ボランティアとの連携強化

(中期事業計画－施策 25)

平成26年度、支部・救護関係赤十字奉仕団・防災ボランティアの連携強化を図り、支部災害対策本部支援センター運営マニュアルに基づいた訓練を実施しました。

平成27年度は、同訓練の検証結果を踏まえた訓練を展開します。

- ① 支部災害対策本部支援センター設置運営訓練 (1回、30人)

3. 救護資機材の整備

(1) 救護資機材の整備

救護に関する計画と救護マニュアルに準じた活動に必要な資機材を整備し、必要に応じて最新式の資機材への更新を行います。

- ① 地区・分区救援車 (5分の4額を補助、5台)
② 救援車 (1台)
③ テント (フレームテント) (1張)
④ 簡易業務無線機 (9台)
⑤ 業務用無線機 (2台)
⑥ アマチュア無線機 (4台)
⑦ 災害対策本部室用資機材一式

(2) 地域への救援物資の配備

(中期事業計画－施策 19)

大規模災害発生時にいち早く被災者に救援物資を届けられるよう、平成26年度は南足柄市地区に災害救援物資倉庫を設置し、救援物資を配備しました。

平成27年度は、箱根町分区に設置するとともに、さらなる候補地の選定を行います。

(3) 減災セミナー用資材の作成

(中期事業計画－施策 22)

平成26年度、地域の防災力向上と県民の減災意識向上へ協力することにより赤十字運動の拡大を図るために減災セミナーを対象別（企業、学校、奉仕団等）に実施し、セミナー実施担当者への研修会も行いました。

平成27年度は、同セミナーの運用をとおして使用資材をさらに充実させるための検証を行います。

4. 救護活動の実施

(1) 火災・風水害等被災者援護事業

災害救助法の適用にならない規模の火災や風水害等による被災者に対し、日赤地区本部・地区・分区の協力を得て援護物資と見舞金等を迅速に届けます。

また、消火活動時の水損による被災者についても同様に援護します。

① 災害見舞金（1世帯につき10,000円）

対象：住家の焼失または損壊した部分はその住家の延べ床面積20%（半壊・半焼）以上の被害を被った世帯ならびに、火災の消火活動により住家に甚だしい水損の被害を受けた世帯

② 援護物資（1人につき1セット）

対象：上記災害見舞金対象住家の居住者（毛布・タオル・石鹸など日用品）

③ 重傷見舞金（1人につき10,000円）

対象：住家に焼失・損壊・水損の被害を受け、その災害が原因で重傷を負った者

④ 死亡弔慰金（1人につき20,000円）

対象：住家に焼失・損壊・水損の被害を受け、その災害が原因で死亡した者

(2) 床上浸水被災者援護事業

火災・風水害被災者援護事業とは別に、床上浸水の被害にあった被災者に日赤地区本部・地区・分区の協力を得て見舞金を届けます。

① 床上浸水見舞金（1世帯につき5,000円）

対象：風水害によって住家が床上浸水の被害を受けた世帯

※災害見舞金の交付対象世帯は除く

(3) 臨時救護事業

救護事業の一環として、公的な福祉行事を中心とした各種行事の救護所に看護師を派遣します。

第2章 健康・安全事業

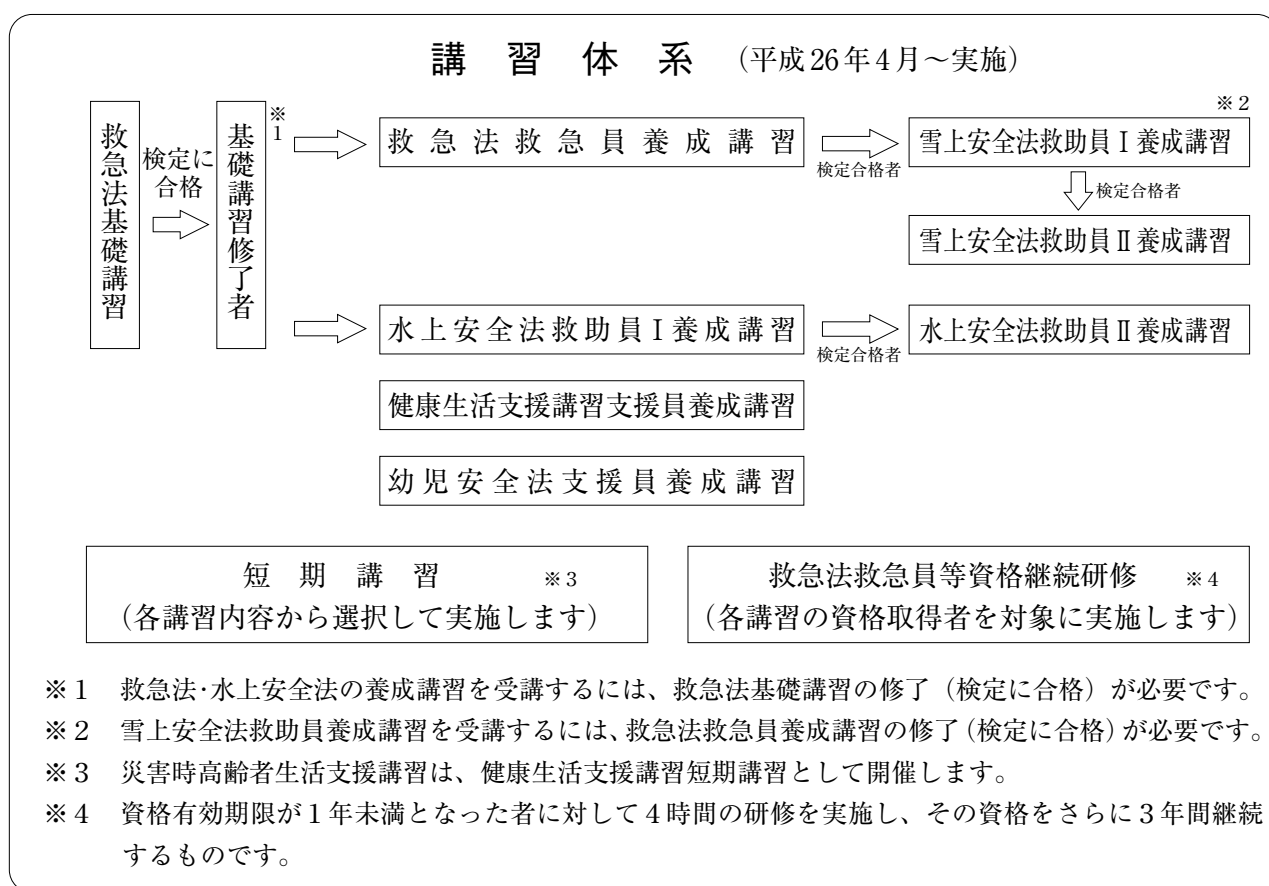
日本赤十字社では、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命にもとづき、具体的な知識や技術を広めるために、「救急法」「水上安全法」「雪上安全法」「健康生活支援講習」「幼児安全法」の5つの講習普及に努めています。

平成27年度も安全・安心な社会を目指し、救急法等の講習を実施します。

また、救急法指導員養成講習の実施により普及体制の強化を図るとともに、指導員養成講習受講希望者に対してフォローアップ研修を開催します。

さらに、健康・安全事業の普及を目的とした救急法競技会や親子DEレスキューなどのイベントを開催し、楽しみながら日常生活における安全意識の向上に努めます。

1. 健康・安全事業の推進



(1) 救急法講習の開催

一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去）、応急手当（止血の仕方、三角巾の使い方、きずの包帯、骨折の固定等）、日常生活における事故防止などの知識と技術についての講習を実施します。

① 救急法基礎講習（4時間） (230回、4,800人)

内容：傷病者の観察の仕方および一次救命処置
（心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去）

受講資格：満15歳以上

付与する資格：救急法基礎講習修了者

- ② 救急員養成講習（12時間以上）（130回、2,500人）
 内容：急病の手当、けがの手当（止血、包帯、固定）、搬送及び救護
 受講資格：救急法基礎講習修了者
 付与する資格：救急法救急員
- ③ 短期講習（2時間程度）（450回、11,000人）
 内容：救急法基礎講習、救急員養成講習の内容から選択
 受講資格：特になし
- ④ 救急員資格継続研修（4時間程度）（30回、450人）
 内容：救急法基礎講習および救急員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等
 受講資格：有効期限が1年未満の救急員有資格者
 継続する資格：救急法救急員

(2) 水上安全法講習の開催

水の事故から生命を守るための正しい知識、救助に使用する泳法、溺者救助の方法、心肺蘇生など水難救助に関する総合的な知識と技術についての講習を実施します。

- ① 救助員Ⅰ養成講習（14時間以上）（16回、200人）
 内容：水の事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助および応急手当
 受講資格：救急法基礎講習修了者
 付与する資格：水上安全法救助員Ⅰ
- ② 救助員Ⅱ養成講習（12時間以上）（3回、30人）
 内容：海、河川および湖沼での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助および応急手当
 受講資格：水上安全法救助員Ⅰ有資格者
 付与する資格：水上安全法救助員Ⅱ
- ③ 短期講習（2時間程度）（100回、2,800人）
 内容：a 自分自身を守るための技術（着衣泳）
 b 一次救命処置および監視のしかた、水辺からの救助方法
 c 救急法基礎講習、救助員養成講習の内容から選択
 受講資格：特になし
- ④ 救助員資格継続研修（4時間程度）（5回、50人）
 内容：救急法基礎講習および救急員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等
 受講資格：有効期限が1年未満の救助員Ⅰ又はⅡ有資格者
 継続する資格：水上安全法救助員Ⅰ又はⅡ

(3) 雪上安全法講習の開催

自然環境を知り、スキー技術の基本を身につけながら、雪上の事故から生命を守るための知識や技術についての講習を実施します。

- ① 救助員Ⅰ養成講習（7時間以上）（1回、20人）
 内容：雪上での事故防止、スキーの基本、雪上での事故者の救助技術
 受講資格：満18歳以上、救急法救急員
 付与する資格：雪上安全法救助員Ⅰ

- ② 救助員Ⅱ養成講習（12時間以上）（1回、10人）
スキーパトロール、ゲレンデでの事故者の救助および応急手当
受講資格：雪上安全法救助員Ⅰ有資格者
付与する資格：雪上安全法救助員Ⅰ
※平成26年度から本社主催の東日本会場に参加

- ③ 救助員資格継続研修（4時間程度）（2回、15人）
内容：救急法基礎講習および救助員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等
受講資格：有効期限が1年未満の救助員Ⅰ又はⅡ有資格者
継続する資格：雪上安全法救助員Ⅰ又はⅡ

(4) 健康生活支援講習の開催

健やかな高齢期を迎えるための知識や地域での高齢者支援の方法、高齢者の自立を促す介護方法などについて講習を実施します。

また、地震などの災害で被災した高齢者の避難所生活に焦点をあて、高齢者に起こりやすい生活不活発病を予防するために、高齢者ご本人やその家族、さらにはボランティアを行う方々にも知識や技術についての講習を実施します（災害時高齢者生活支援講習）。

- ① 支援員養成講習（12時間以上※2時間単位での受講可）（10回、100人）
内容：高齢者の健康増進と介護予防、地域で行う高齢者支援、家庭内で行う介護
受講資格：満15歳以上
付与する資格：健康生活支援講習支援員
- ② 短期講習（2時間程度）（70回、1,600人）
内容：a 災害時高齢者生活支援講習
災害が高齢者に及ぼす影響、接するときのこころづかい、気をつけたい病気や症状、知って役立つ技術
b 支援員養成講習の内容から選択
受講資格：特になし
- ③ 支援員資格継続研修（4時間程度）（3回、10人）
内容：支援員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等
受講資格：有効期限が1年未満の支援員有資格者
継続する資格：健康生活支援講習支援員

(5) 幼児安全法講習の開催

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当、災害時の乳幼児支援などの知識と技術についての講習を実施します。

- ① 支援員養成講習（12時間以上）（28回、480人）
内容：子どもに起こりやすい事故の予防と手当、子どもの病気への対応、災害時の乳幼児支援
受講資格：満15歳以上
付与する資格：幼児安全法支援員
- ② 短期講習（2時間程度）（150回、3,300人）
内容：支援員養成講習の内容から選択
受講資格：特になし

- ③ 支援員資格継続研修（4時間程度）（5回、35人）
内容：支援員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等
受講資格：有効期限が1年未満の支援員有資格者
継続する資格：幼児安全法支援員

(6) 講習開催が少ない地域での開催

（中期事業計画－施策 26）

県内すべての地域で救急法等講習が活発に開催されるよう、講習開催が少ない地域の地区・分区に働きかけるとともに、地区・分区交付金を活用した講習の開催を推進します。

2. 健康・安全思想の普及を目的としたイベント等の開催

(1) 救急法競技会の開催やイベントへの参加

救急法を学んだ仲間が一堂に会し、競技をとおして事故や災害時に自分の身を守ること（自助）、お互いが助け合いながら活動すること（共助）の知識・技術を深める機会として競技会を開催します。

また、各地域で行われているイベントに積極的に参加し、子どもから中高年まで幅広い年代に対し一次救命処置の普及を図ります。さらに、事故防止やとっさの手当の重要性などを学ぶコーナーも展開し、健康・安全事業の推進に努めます。

① 第19回 赤十字救急法競技会

期日：平成28年1月11日（月・祝）（予定）

会場：藤沢市秩父宮記念体育館（予定）

内容：本結びりレー競技、三角巾りレー競技、救命応急手当競技、
災害救助競技、心肺蘇生競技など

（約800人）

② 地域イベント

期日：通年 約10回

会場：県内各地域

内容：心肺蘇生およびAEDの使用方法など

（各約200人）

(2) 特別プログラムの開催

通常の講習内容に加え、当支部独自の特色のある講習を開催します。

① 一日看護体験

期日：6～7月

会場：横浜市立みなと赤十字病院、秦野赤十字病院、相模原赤十字病院

内容：健康生活支援講習短期講習、看護師体験など

（3病院：計75人）

② 親子DEレスキュー！

期日：7月

会場：横浜市金沢区 海の公園（予定）

内容：親子対象の水上安全法短期講習（着衣泳、レスキューボード体験など）

（2回、各60組）

③ 救急法救急員有資格者対象フォローアップ研修会

対象：救急法指導員養成講習受講希望者

(3回、各10～20人)

3. 普及体制の強化

(1) 指導員養成講習の開催

広く県民に講習を普及するために、赤十字の理念と使命を理解し、十分な知識と技術を持ち、指導力のある実働が可能な指導員を養成し、指導体制の強化を図ります。

① 救急法指導員の養成（一般および企業・団体内で実施）

(1回、30人)

(2) 指導員会議および研修会の開催・関係会議等への参加

安全事業の普及強化、指導体制の基盤整備、指導員の知識技術の向上を図るための研修会を開催するほか、指導員相互の連絡調整を図るため関係会議への参加を促進します。

- | | |
|--|---------------------------|
| ① 救急法等指導員（職員）会議および研修会の開催 | (4回、各20人) |
| ② 救急法等指導員（ボランティア）派遣会議の開催 | (4回、各100人) |
| ③ 救急法等指導員（ボランティア）研修会の開催 | (4回、各100人) |
| ④ 水上安全法指導員（職員）会議および研修会の開催 | (1回、15人) |
| ⑤ 水上安全法指導員（ボランティア）派遣会議の開催 | (1回、50人) |
| ⑥ 水上安全法指導員（ボランティア）研修会の開催 | (1回、50人) |
| ⑦ 救急法等指導員交流会（業務功労者表彰および名誉指導員認定証の伝達）の開催 | (1回、150人) |
| ⑧ 救急法等名誉指導員会議の開催 | (1回、43人) |
| ⑨ 救急法等名誉指導員推薦委員会の開催 | (1回) |
| ⑩ 本社主催救急法講師研修会への参加 | (1回、6人) |
| ⑪ 本社主催水上安全法講師研修会への参加 | (1回、4人) |
| ⑫ 本社主催健康生活支援講習講師研修会への参加 | (3日、1人) |
| ⑬ 本社主催幼児安全法講師研修会への参加 | (3日、2人) |
| ⑭ 本社主催雪上安全法講師研修会への参加 | (1回、1人) |
| ⑮ 本社主催赤十字講習担当者研修会への参加 | (1回、1人) |
| ⑯ 第2ブロック支部講習普及事業研究会 | (4回、1人) |
| ⑰ 各種学会への参加 | 日本臨床救急医学会 (2日、1人) |
| | 日本小児救急医学会 (2日、1人) |
| | 日本看護学会 在宅看護 (2日、1人) |
| | 日本看護学会 ヘルスプロモーション (2日、1人) |

(3) 企業・団体内指導員の養成

(中期事業計画－施策 27)

企業・団体内で講習を開催できる体制を整えるため、企業・団体内に救急法等の指導員を養成します。また、各企業・団体へ希望調査を実施し、計画的に指導員養成講習を開催します。

4. 他団体との共同事業推進

(1) 神奈川県警察への協力

神奈川県警察との協定に基づき、災害現場等で活動する機動隊員を対象に緊急時に必要な技術である救急法の基礎講習および救急員養成講習を開催します。

(2) 自動車教習所協会への協力

日本赤十字社と全国指定自動車教習所協会との協定に基づき、県内の指定教習所教官を対象とした第一種応急救護処置指導員養成講習を行います。

(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会とのタイアップ

日本コープ共済生活協同組合連合会と日本赤十字社がタイアップすることで、お互いの長所を生かしながら赤十字幼児安全法講習の普及を図り、全国的な子育て支援を行います。

(4) 公益社団法人全国医薬品販売登録者協会とのタイアップ

公益社団法人全国医薬品登録販売者協会との日本赤十字社のタイアップにより、全国医薬品販売者協会生涯学習研修会への救急法指導員派遣協力を行います。

新 (5) 全国保育園保育士看護師連絡会とのタイアップ

乳幼児の救命率の向上を目的とし、保育関係団体等を通じた地域での子育て支援の担い手を育成するため、全国保育園保育士看護連絡会と日本赤十字社のタイアップによる赤十字幼児安全法講習を積極的に実施します。

第3章 国際活動

赤十字の国際活動は、赤十字国際委員会および国際赤十字・赤新月社連盟の調整のもと、世界189の国と地域に広がる赤十字のネットワークにより「国際救援」「開発協力」の両面から行われています。

国際救援とは、国際赤十字・赤新月社連盟が行う自然災害の被害を受けた国への救援と、赤十字国際委員会が行う国際・国内紛争における緊急救援のことです。

開発協力とは、政府の力が必ずしも十分でない開発途上国で、災害や疾病に苦しんでいる人々の状況の改善やそれを未然に防ぐこと、人々が自立する力をつけるための支援をいいます。

また、日本赤十字社では国際赤十字の一員として、国際交流活動や将来の国際活動を担う人材の育成にも力を入れています。

当支部においても、事業の運営資金支援や要員の派遣などの国際活動に取り組みます。

1. 国際救援・開発協力

(1) カンボジア地雷犠牲者支援事業への協力

カンボジアでは、長く続いた紛争の負の遺産である地雷により、現在も犠牲者が発生しています。赤十字国際委員会は、地雷犠牲者支援のための義肢センターをカンボジア国内の2カ所（バタンバン市とコンポンスプ市）で運営し、義肢義足などの供給・リハビリテーションや巡回診療・修理を行っています。

日本赤十字社では、平成8年から同センターに義肢装具士の派遣や資金援助を行っており、当支部では平成27年度も犠牲者の継続的な支援のために、日赤本社を通じてこの事業の運営資金を支援します。

(2) カンボジア・ミャンマー・東ティモール救急法普及支援事業への協力

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域における災害対策事業の一環として、カンボジア赤十字社・ミャンマー赤十字社・東ティモール赤十字社に対して救急法等の講習普及支援を平成16年度から実施しています。この事業は、各支援対象赤十字社に全国の赤十字救急法指導員をスタッフとして派遣し、概ね1～2週間程度の日程で救急法指導員研修会や指導員養成講習等を行うとともに財政面の支援も行うものです。

平成26年度、当支部は東ティモールへ救急法等指導員資格をもつ職員とミャンマーへ救急法等指導員資格を持つボランティアを派遣するとともに、各支援赤十字社に資金協力を行いました。

平成27年度も引き続き、本社を通じて運用資金などの支援を行います。

2. 国際救援要員の養成・確保

(1) 国際救援要員・開発協力要員の養成

日本赤十字社は、赤十字国際委員会や国際赤十字・赤新月社連盟の調整の下で行われている緊急救援や人道ニーズへの取り組みに積極的に参加しています。

当支部および県内施設からも、これらの活動に従事する要員を養成し、国際活動に取り組みます。

3. 安否調査

(1) 安否調査

日本赤十字社では、紛争や自然災害等により家族と連絡が取れなくなった人々の安否調査業務を赤十字国際委員会と連携して行っています。

当支部においても各市区町村の協力のもと、人道支援を目的として安否調査を行います。

4. 国際交流事業

(1) 国際交流事業

平成26年度、県内の青少年赤十字メンバー・指導者・赤十字ボランティアをシンガポールへ派遣して青少年赤十字の実践目標の一つである「国際理解・親善」について理解を深めました。

平成27年度は、シンガポール赤十字社の青少年赤十字メンバーを招聘して県内メンバーとの交流を図ります。

5. 海外救援金の受付

(1) 海外たすけあいキャンペーンの推進

日本赤十字社はNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開しています。皆さまから寄せられた救援金は、海外で発生する地震やサイクロンなど大規模災害の被災者をはじめ、紛争による犠牲者の救援や復興支援にあてるほか、アジアやアフリカ地域の開発途上国の人々のいのちと健康を守るため、医療、保健、衛生分野での中・長期的な支援に活用しています。

当支部では、第33回目となるキャンペーンを県内赤十字施設や地区本部・地区・分区、赤十字奉仕団等の協力を得て、引き続き推進します。

第4章 赤十字奉仕団

日本赤十字社が展開している各種の活動は、赤十字の理念に賛同し人道的諸活動を実践しようと結成された赤十字奉仕団の協力がなくては成り立ちません。

赤十字奉仕団は、地域社会を住み良くしようという気持ちを持った人たちが集まり、市区町村ごとに結成されている「地域赤十字奉仕団」と、地域を越えて活動する「特別赤十字奉仕団」があります。特別赤十字奉仕団には、社会人や学生などで組織されている「青年赤十字奉仕団」のほか、災害救護や救急法等に関する技術をはじめ、福祉等に関する様々な専門技術を持った人々や職域単位で組織されている「特殊赤十字奉仕団」があり、それぞれが特色を生かした活動に取り組んでいます。

当支部では、活発な奉仕団活動の推進を図るため、ボランティア活動の拠点となる支部社屋を会場に様々な会議や研修会を開催し、活動促進につながる情報提供や奉仕団相互の連携強化に努めます。

また、県民の皆さまの身近に存在する奉仕団の活動を目指し努力します。

1. 赤十字奉仕団相互の連携強化および活動促進

(1) 支部委員会・連絡協議会等の開催

奉仕団に関する主要課題の協議や活動の進展を図るための会議等を定期的で開催します。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 奉仕団支部委員会 | (2回、170人) |
| ② 支部委員会正副委員長会議 | (1回、9人) |
| ③ 特別奉仕団委員長会議・地域奉仕団委員長意見交換会 | (1回、95人) |
| ④ 青年赤十字奉仕団神奈川県支部連絡協議会 | (12回、各15人) |

(2) 中央行事への参加

本社や第2ブロック支部（関東・山梨・新潟）が開催する委員会、協議会や研修会に参加し、活動の活性化を図ります。

- | | |
|--|----------|
| ① 本社主催奉仕団中央委員会 | (2回、各1人) |
| ② 青年赤十字奉仕団全国協議会 | (3日、2人) |
| ③ 本社主催ボランティアリーダー研修会（地域奉・特殊奉） | (3日、2人) |
| ④ 本社主催ボランティアリーダー研修会（青奉） | (3日、2人) |
| ⑤ 本社主催青年赤十字奉仕団 HIV / AIDS ピア・エデュケーションリーダー養成研修会 | (2日、2人) |
| ⑥ 本社主催奉仕団支部指導講師研修会 | (3日、2人) |
| ⑦ 第2ブロック支部青年奉仕団連絡協議会 | (2回、各3人) |
| ⑧ 第2ブロック支部奉仕団委員長・担当課長会議 | (2日、3人) |
| ⑨ 全国青少年赤十字賛助奉仕団連絡協議会 | (2日、3人) |

2. ボランティアの育成・支援

(1) 育成事業

(中期事業計画—施策 8・9)

活動の円滑化と普及効果を高めるため、関係資料の充実・整備を進めるとともに、奉仕団の結成促進や奉仕団活動発展のための助成等を行います。

また、支部と既存奉仕団との連携を強化し、各団における次世代につながる活動計画の立案および実施により奉仕団活動の活性化を図り、赤十字奉仕団未結成地域での奉仕団設立や地域における赤十字活動の推進を図ります。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 「ボランティア基礎研修ノート」の作成・配布 | (400部) |
| ② 「ボランティアブックレット」の配布 | (2,400部) |
| ③ 奉仕団PR用パンフレットの配布 | (8,000部) |
| ④ 奉仕団活動等への助成 | (42団および2団体) |
| ⑤ 奉仕団新規結成への助成 | (2団) |
| ⑥ 奉仕団記念誌等の出版助成 | (8団) |
| ⑦ 団旗作製の援助 | (2団) |
| ⑧ 赤十字奉仕団地域活動推進助成事業 | (5団) |
| ⑨ 視覚障害援助関係奉仕団資機材整備 | (18団) |
| ⑩ 点訳・録音関係奉仕団に対するパソコン整備助成事業 | (18団) |
| ⑪ 既存奉仕団の次世代団員の確保 | (10団) |
| ⑫ 奉仕団未結成地域の奉仕団設立 | (2団) |

(2) 奉仕団と支部との連携強化

(中期事業計画—施策 10)

団員意識の高揚と活動の活性化を図るため、各種研修会を開催します。

また、指導講師の協力のもと、基礎研修会開催への講師派遣や各種研修会の内容を充実させ、団員一人ひとりの自主性と資質の向上、奉仕団の基盤強化を目指します。

さらには、支部主催の会議、研修会等に対する意識調査を実施するとともに会議・研修等への80%以上の出席率を確保します。

また、支部と奉仕団が連携し、災害時に効果的な活動ができるよう研修会を実施します。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 奉仕団上級研修会 | (2回、各35人) |
| ② 奉仕団中級研修会 | (3回、各45人) |
| ③ 奉仕団役員等研究会 | (1回、80人) |
| ④ 奉仕団指導講師研究会 | (1回、29人) |
| ⑤ 青年奉仕団新入団員研修会 | (1回、30人) |
| ⑥ 奉仕団員対象国際人道法研修会 | (1回、50人) |
| ⑦ 奉仕団上級研ステップアップ研修会 | (1回、20人) |
| ⑧ 災害時の奉仕団活動研修会 | (1回、200人) |

3. 公共的・福祉的行事の支援

(1) 地域福祉活動への助成

地域のニーズを敏感にとらえた先駆的な活動や、児童の健全育成を目的とする教室など、奉仕団が地域に根ざした新たな活動を自主的に企画開催できるよう助成することで、地域福祉活動の促進を図ります。

① 赤十字奉仕団地域活動推進助成事業（再掲）

（5団）

(2) 各種行事への奉仕団員の派遣

公共的・福祉的な行事を赤十字奉仕団員が支援し、その活動を広く県民に知っていただくために、神奈川県ゆうあいピック大会、横浜マラソン等の救護活動に協力します。

参考 神奈川県赤十字奉仕団研修体系

段階的な研修会（指導講師との協働による）

	主催	回数	対象	内容	目的
基礎研修会	各奉仕団	随時	開催奉仕団員	赤十字の基本的知識 ・赤十字の歴史、理念 ・基本原則と赤十字の組織 ・赤十字奉仕団の組織と活動、心構え	赤十字奉仕団員として基礎的なことを理解する。
中級研修会	支部	年3回	基礎研修会修了者 各回45名	赤十字事業とボランティア活動 ・県内の赤十字事業と関わるボランティア活動の紹介 グループ討議・情報交換 （自団の活動の今と今後について）	赤十字の事業とそれに係るボランティア活動について理解する。また、自団以外の活動を理解し、新たな活動について考える機会とする。中級研修会修了時点で一般の方からの赤十字に対する質問に答えられるようになること。
上級研修会	支部	年2回	中級研修会修了者 各回35名	赤十字の基本原則と国際人道法 ・赤十字理念の再認識と活動との繋がり リーダーシップについて ・赤十字が求めるリーダー像の体験的学習	赤十字奉仕団員として重要な基本原則の再確認と、国際人道法との関係を理解する。また、中堅としてリーダーシップを理解し、活動の担い手という自覚を持ち、グループ討議で他の参加者と意見交換しながら赤十字について理解できるようにする。上級研修会修了時点で、基礎研修会の講師に必要な知識を身につけていること。
上級研ステップアップ研修会	支部	年1回 （平成23年度から実施）	上級研修会修了者 20名程度	本社ボランティアリーダー養成マニュアルに基づき上級研修会まで未修了の研修項目を補う ・問題作り－活動作り ・Plan-Do-See ・気づき－考え－実行 ・活動の計画（5W2H）	上級研修会修了者を対象に、奉仕団運営への参画意識と、奉仕団運営に必要な能力を高める。

その他、単発研修会、研究会等

	主 催	回 数	対 象	内 容	目 的
国際人道法研修会	支部	年1回	奉仕団員 50名程度	国際人道法の目的と内容 ・国際人道法の歴史・成り立ち ・人道法と赤十字との関わり ・目的と内容の詳細 ・グループワークによる理解	赤十字の根幹を成す国際人道法を理解し、赤十字の知識や目指す理念を更に深めると共に、赤十字奉仕団員として、国際人道法を普及することも視野に入れる。 国際人道法の概略や役割など、基本的な要素を理解できるようにする。
奉仕団役員等研究会	支部	年1回	奉仕団役員 80名程度	奉仕団活動に関わる講義、情報提供 ・社会情勢に合わせて、活動に有用と思われるテーマの講義やグループワークを行う ・赤十字の新たな動きなどの情報提供	活動の中心的立場にある奉仕団役員を対象に、より良い活動を進めていけるよう、社会の動きやボランティアに関する話題、赤十字の最新情報などを伝え、今後の活動に活用してもらおう。内容によっては、外部講師に依頼。
指導講師研究会	支部	年1回	奉仕団指導講師 全指導講師29名	奉仕団研修会の内容検討および企画等 ・各種研修会の内容や方向性の検討 ・活動の現状に見合った研修会の設定 ・指導講師の役割と指導方法の確認 ・指導講師に必要な情報提供等	各種研修会および所属奉仕団において指導的な立場にある指導講師に、ボランティアという立場から研修会を見直し、内容の企画検討をしてもらおう。必要があれば、研修会で有効な情報や手法など、指導講師の能力向上も図る。研修会のみならず、奉仕団員の養成において、指導講師の役割を共通理解する。
青年赤十字奉仕団神奈川支部 連絡協議会 新人団員研修会	支部	年1回	各青年・学生奉仕団 新人団員 30名程度	赤十字の基本的知識と他団との交流 ・赤十字の歴史、理念 ・基本原則と赤十字の組織 ・赤十字奉仕団の組織と活動、心構え ・他団からの参加者との交流	基本的には「奉仕団基礎研修会」とほぼ同じ内容だが、青年奉仕団神奈川支部連絡協議会に所属する複数奉仕団員が集まるため、普段の活動では知り合えない他団の活動を知り、交流を図ることで、今後の活動への意欲増進を期待するもの。

第5章 青少年赤十字

青少年赤十字の活動は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、生命と健康を大切にし、地域社会、国家・世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的にしています。

その活動は、「健康・安全」（生命と健康を大切にすること）、「奉仕」（自分の身のまわりや社会への奉仕の心を持つこと）、「国際理解・親善」（世界の国々の青少年を知り、互いに助け合う精神を養うこと）の3つの実践目標を掲げ、教職員や保育士を指導者として主に学校・幼稚園・保育園単位で展開しています。

当支部では、青少年赤十字の一層の普及を図るために、教育行政機関や教育関係者の協力を得て、新規校の加盟促進とメンバーの増強ならびに指導者の育成に努めます。

1. 青少年赤十字の普及

(1) 加盟促進とメンバー増強

未加盟校に対して積極的に青少年赤十字の説明を行い、加盟促進に努めるとともに、加盟校においては、メンバーの一層の増強を図ります。

- ① 指導者協議会・支部主催行事の積極的なPR
- ② 未加盟校の各種行事・授業等への協力・支援
- ③ 教育委員会等との連絡調整
- ④ 各校長会での積極的なPRおよび新規加盟校に対する青少年赤十字活用法の説明
- ⑤ 未加盟校に対するリーダーシップ・トレーニング・センターへの参加促進

(2) 減災セミナーの実施（学校）

（中期事業計画－施策 24）

学校の減災意識向上への協力により赤十字運動を拡大するとともに、青少年赤十字加盟促進を図ります。

日本赤十字社と気象庁との協定に基づく防災教育プログラムの活用や横浜地方气象台との連携を進め、教育現場の幅広いニーズへの対応を目指します。

また、児童・生徒を対象とした減災セミナーを5回以上実施します。

2. 青少年赤十字活動の活性化

(1) 指導者協議会等の開催

青少年赤十字指導者として各学校で活動する教職員とともに各種の会議を開催し、活動の活性化と充実を図ります。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 青少年赤十字指導者協議会総会 | (2回、80人) |
| ② 青少年赤十字指導者協議会運営委員会 | (1回、20人) |
| ③ 青少年赤十字指導者協議会参与・運営委員会 | (1回、25人) |
| ④ 青少年赤十字指導者協議会企画部会 | (5回、各11人) |
| ⑤ 青少年赤十字指導者協議会研修検討部会 | (2回、各10人) |

(2) 情報の提供と活動への支援

青少年赤十字加盟校および未加盟校教職員へのさまざまな情報提供や支援を通じて、活動の活性化と充実を図ります。

特に、情報紙「かもめプレス」の紙面の充実を図り、各学校で行っているイベントや赤十字ボランティア等との連携活動などを紹介し、青少年赤十字の具体的な活用方法を紹介します。

また、研修行事については、保護者向けの情報提供をするなど、多方面から参加者増加のアプローチを行い、青少年赤十字の普及に努めます。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 情報紙「かもめプレス」の配布 | (3回、各300部) |
| ② 小中学校児童・生徒向け「JRCメンバー手帳」の配布 | (3,800部) |
| ③ 「青少年赤十字指導者手引き」の配布 | (45部) |
| ④ 国際人道法普及のための各種資料の配布 | (90部) |
| ⑤ 「青少年赤十字普及パンフレット」の配布 | (5,000部) |
| ⑥ 「青少年赤十字LTC参加促進ポスター」の掲示 | (500部) |
| ⑦ 「青少年赤十字LTCチラシ・パンフレット」の配布 | (3,000部) |
| ⑧ 地区指導者協議会への支援 | (4地区) |
| ⑨ 高校生徒連絡協議会への支援 | (2地区) |
| ⑩ 各地区トレーニングセンターへの補助 | (3地区) |
| ⑪ 活動活性化のための支援 | (5校および1団体) |

3. 青少年赤十字メンバー育成と指導者養成

(1) 青少年赤十字指導者の養成

(中期事業計画－施策 7)

将来の赤十字運動の担い手である子どもたちの育成のため、青少年赤十字指導者を養成するとともに、リーダーシップ・トレーニング・センター（LTC）・教職員対象スキルアップ講習会の教員スタッフを増強します。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 青少年赤十字指導者連絡会 | (1回、15人) |
| ② 青少年赤十字教育研究会 | (1日、35人) |
| ③ 教職員対象スキルアップ講習会 | (3日、20人) |
| ④ 青少年赤十字指導者の養成 | (3人) |

(2) 中央行事への参加

本社や第2ブロック支部（関東 1都6県・山梨・新潟）が主催する講習会や研究会に、青少年赤十字メンバーと指導者を積極的に派遣し、養成に努めます。

- | | |
|---|---------|
| ① 本社主催青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会 | (4日、1人) |
| ② 本社主催指導主事対象青少年赤十字研究会 | (3日、1人) |
| ③ 本社主催青少年赤十字指導者中央講習会 | (3日、1人) |
| ④ 第2ブロック支部主催青少年赤十字指導者協議会・研究集会 | (1日、6人) |
| ⑤ 本社主催青少年赤十字スタディー・センター | (6日、2人) |

(3) 国際理解教育の推進

青少年赤十字の実践目標の一つである「国際理解・親善」に基づき青少年の国際的な視野を養い、友情を育む機会として各国の赤十字社・赤新月社が主催する国際交流プログラムに対し、指導者やメンバーを積極的に派遣します。

当支部とシンガポール赤十字社とは相互交流を行っており、隔年度訪問を基本としていることから、平成27年度はシンガポール赤十字社の青少年赤十字メンバーを招聘して県内メンバーとの交流を図ります。

また、県内の米軍基地内で活動している米国赤十字社青少年赤十字メンバーとの交流を継続します。

(4) 国際人道法の青少年への普及

青少年赤十字の目的は、人道的な価値観をもった青少年を各国で育成することです。ジュネーブ諸条約を主とする国際人道法を青少年や教育関係者に普及し、赤十字運動を広げていくことは、平和な国際社会の実現に向けた地道な活動です。当支部では、児童・生徒の研修会や教職員の講習会・加盟校における授業協力（講演等）などをおして、国際人道法を普及するための情報提供を行います。

- ① 赤十字の7原則研究会・国際人道法研修会 (1日、40人)

(5) リーダーシップ・トレーニング・センター（LTC）等の各種講習会の開催

小・中・高校生を対象とした宿泊研修等を開催し、赤十字やリーダーシップについて学び、青少年赤十字の実践目標である「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」に沿った活動の充実・発展を図ります。

- ① 小学校リーダーシップ・トレーニング・センター (3日、20人)
② 中学校リーダーシップ・トレーニング・センター (4日、20人)
③ 高等学校リーダーシップ・トレーニング・センター (5日、25人)
④ 小・中・高合同LTC修了者のつどい (2日、25人)
⑤ 高等学校新入メンバー研修会 (1日、50人)

第6章 赤十字思想の普及

当支部では、赤十字思想の普及と県内で展開している多岐にわたる活動を紹介し、県民の皆さまに参加していただくためのさまざまなイベントの実施、かながわ赤十字情報プラザの活用、広報資材の作成、ホームページ・メールニュースを通じた情報発信などを行うとともに、メディア各社や地域広報媒体などの関係機関との連携強化を図ります。

また、平成25年度から3カ年計画で実施している「神奈川県支部中期事業計画」に基づいて事業を展開するとともに、赤十字が取り組むべき課題の抽出、既存事業の見直し、新規事業展開等による事業強化を図るための次期中期事業計画を策定します。

さらには、他団体との連携を強化するため、企業・赤十字と連携するCSR活動を推進します。

平成27年度も、各市区町村において、赤十字思想の普及や社員増強運動に多大なるご協力をいただいている地区本部・地区・分区の皆さまとともに、地域における赤十字事業の活性化に努めます。

1. 広報活動の促進

(1) 赤十字運動月間キャンペーンの横断的な展開

日本赤十字社設立の5月を中心として、全国一斉に行われる赤十字運動月間キャンペーンにあわせて、メディア等の媒体の活用、町内会・自治会等へのチラシの配布やポスターの掲出等を実施します。

ア 赤十字運動月間

赤十字運動の推進と赤十字に対する理解促進を図るため、県・市区町村広報紙の紙面を提供いただいたの広報、地元紙等への広告掲載など、幅広い広報活動を行います。

(ア) メディア等の活用

- ① 県のたよりへの広告掲載 (1回)
- ② タウンニュースへの記事掲載 (1回)

新 ③ FMヨコハマを活用した広報活動

新 ④ Web広告を活用した広報活動

- ⑤ 新聞・テレビ・ラジオ各社の協力による広報活動
- ⑥ 県広報紙、市区町村広報紙への記事掲載

(イ) 各種印刷物の発行

- ① 赤十字社員増強運動月間チラシ (2,140,000枚)
- ② 赤十字社員増強運動月間ポスター (32,700枚)
- ③ 事業案内パンフレット (165,000部)
- ④ ダイレクトメール用リーフレット (個人・法人) (155,200部)

(2) 広報資材の作成・配布

県内で展開している赤十字事業や全社的な諸活動を積極的にPRするための広報資材を作成し、広く県民に配布するとともに県内地域で開催するイベントや講習会等でも活用します。

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| ① 広報誌「日赤かながわ」の作成・配布 | (季刊4回、号外2回、各28,000部) |
| ② 「赤十字新聞」の配布 | (毎月、各3,200部) |
| ③ 事業紹介パンフレットの配布 | (15,000部) |
| ④ 「The story of an idea」の作成・配布 | (5,000部) |
| ⑤ 赤十字標章パンフレットの配布 | (2,500部) |
| ⑥ 「赤十字」ってなあに?パンフレットの配布 | (2,500部) |
| ⑦ せきじゅうじって、なんだろう?パンフレットの配布 | (1,500部) |
| ⑧ 情報プラザパンフレットの作成・配布 | (15,000部) |
| ⑨ 「救急法の基礎知識」の配布 | (15,000部) |
| ⑩ 普及啓発グッズの作製・配布 | (ウェットティッシュ 90,000個) |
| ⑪ 赤十字マーク説明クリアファイル作製・配布 | (10,000部) |
| ⑫ 救命の連鎖説明クリアファイル配布 | (2,000部) |

(3) ホームページ・メールニュース等による情報の発信

県内で展開している赤十字事業や全社的な諸活動を積極的にPRするため、本年度も引き続き、ホームページやメールニュースにより最新情報を発信します。

また、平成27年度は災害時専用ホームページを作成し、災害発生時に通常のホームページから専用ページへ切り替え、赤十字の災害救護情報をタイムリーに発信します。

新 ① 災害時専用ホームページの作成

(4) 地域イベント・学校行事への参画

(中期事業計画－施策 3)

地域住民に対して赤十字運動への理解を促し、協力者の拡大を図るため、地域イベント・学校行事等への参画を進めます。

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 地域または学校でのイベントへの参加 | (3カ所) |
|---------------------|-------|

(5) 赤十字運動の拡大

(中期事業計画－施策 4)

老若男女を問わず赤十字運動への理解を促し、協力者の拡大を図るため、集客力のある会場で参加者自身が直接的に赤十字運動を理解・意識できる場面を提供します。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 赤十字ボランティア写真展「365日のねがい」を厚木市で開催 (8月) |
| ② クリスマスイベントとして、国際人道法周知の写真展開催 (12月) |

2. 「かながわ赤十字情報プラザ」の展開

(1) 「かながわ赤十字情報プラザ」の充実

「かながわ赤十字情報プラザ」の見学をとおして赤十字の歴史紹介・活動紹介を行い、更なる赤十字運動の拡大に努めます。

平成27年度は、常設展示を一部リニューアルし、来場者により分かりやすく赤十字を知っていただくことを目指します。

また、こども用の見学パンフレットを作成・活用することで、こどもの見学をより充実させるとともに、青少年赤十字加盟校を中心とした学校等に対して積極的にPRします。

- 新 ① 子ども用見学パンフレットの作成および活用 (2,000部)
- 新 ② 青少年赤十字加盟校を中心とした学校等の積極的誘致
- ③ 情報プラザ常設展示の一部リニューアル
- ④ 献血の絵ポスター展作品展示

3. 国際人道法の普及

(1) イベントでの国際人道法の普及

イベントにおけるブース展開や写真展を通じて、赤十字思想の根幹である「国際人道法」を県民の皆さまへ普及します。

- ① 「よこはま国際フェスタ2015」における国際人道法ブースの展開等による普及活動
- ② 「よこはま国際フォーラム2016」における国際人道法セミナーの実施等による普及活動
- ③ 人道法写真展開催による普及活動（再掲）

4. 組織基盤の強化

(1) 事業計画・事業報告の策定

赤十字のもつ基本的なミッションについて考察し、県内の赤十字運動をより確かなものにしていくために作成した「神奈川県支部中期事業計画（平成25年度～平成27年度）」の進捗管理を行うとともに、次期中期事業計画を策定します。

また、次期中期事業計画に基づいて「平成28年度事業計画」を作成するとともに、「平成26年度事業報告」についても作成します。

- ① 「神奈川県支部次期中期事業計画（平成28年度版）」の作成・配布 (1,700部)
- ② 「神奈川県支部中期事業計画（平成26年度実施評価書）」の作成・配布 (1,700部)
- ③ 「平成26年度事業報告」の作成・配布 (1,200部)
- ④ 「平成26年度事業報告（簡易版）」の作成・配布 (2,600部)
- ⑤ 「平成28年度事業計画」の作成・配布 (1,200部)

(2) 事業強化にかかる調査、施策の策定

(中期事業計画－施策 1)

赤十字が取り組むべき課題の調査、県民の社会参加に対する意識調査を実施するとともに、既存事業の見直し・新規事業の展開等による事業強化を図り、次期中期事業計画および平成28年度以降の各年度の事業計画に反映させます。

- 新 ① 事業強化にかかる体制の充実・強化
- ② 赤十字が取り組むべき課題・ニーズの調査
 - ③ 県民の社会参加に対する意識調査
 - ④ 事業展開方針の策定（赤十字が取り組むべき課題の抽出、事業展開の見直し）
 - ⑤ 次期中期事業計画の策定（再掲）

(3) 地区・分区交付金活用メニューの活用促進

(中期事業計画－施策 2)

地区・分区における交付金の有効活用を促し、地域における赤十字活動の活性化を図るため、実態調査の実施と地区・分区交付金活用マニュアルの更新と周知を行います。

(4) 県内広報の推進

支部ならびに各赤十字施設の職員および広報担当者が情報を共有し、県内の広報活動をさらに推進するとともに、広報に関する知識とスキル向上に努めます。

- ① 広報誌「日赤かながわ」の作成・配布（再掲） (季刊4回、号外2回、各28,000部)
 - ② 日本赤十字社神奈川県支部広報委員会の開催 (4回)
 - ③ 県内赤十字施設職員広報研修会の開催 (2回)
 - ④ 社内報「ハーモニー」の発行 (2回、各1,850部)
- 新 ⑤ 災害時広報体制の強化

(5) 県内施設・赤十字メンバーとの連携強化

県内の赤十字運動をよりいっそう拡大するため、赤十字の理念や活動を多くの県民の皆さまに理解していただくことを目的として、県内施設・赤十字メンバーとの連携を強化することで統括的に事業を展開します。

- ① 県内各施設が開催するイベントにおける相互協力
- ② 県内施設や地域の赤十字メンバーならびに地域社会などで活用できる赤十字運動拡大用資材の作成・貸出・提供

5. 他団体との連携強化

(1) 県民に対する多面的なアプローチの展開

県内の赤十字運動をよりいっそう拡大するため、赤十字の理念や活動を多くの県民の皆さまに理解していただくことを目的として、関係団体との連携を強化することで多面的に事業を展開します。

- ① よこはま国際協力・国際交流プラットフォームへ運営委員団体として参画
- ② タウン誌と共同した広報活動の推進および情報発信
- ③ 横浜観光コンベンション・ビューローと連携した情報発信
- ④ 県内の大学における赤十字および国際人道法等に関する講義
(神奈川県立保健福祉大学、神奈川大学)
- ⑤ 各メディアとタイアップした広報活動の推進

(2) 企業・赤十字が連携するCSR活動の推進

(中期事業計画－施策 5)

企業・団体等に対して赤十字運動への理解を促し協力者の拡大を図るため、横浜市・県内観光地等の集客性のある企業、公共施設と連携したCSR活動を展開します。

さらに、連携してCSR活動を行っていることの広報をすることにより、一層の赤十字運動の拡大を図ります。

- ① 企業等連携プログラム「いつもここに安心を」の展開

【定期開催】

- | | |
|-------------------|------|
| 「高齢者を知る」コース | (3回) |
| 「視覚障害を知る」コース | (3回) |
| 「こどものけがと急病を知る」コース | (3回) |
| 「心肺蘇生・AEDを知る」コース | (3回) |

新【地域開催（箱根）】

上記4コースを各2回ずつ実施

【特別開催】

J R 東日本横浜支社、横浜高速鉄道、横浜市営地下鉄、神奈川県バス協会
横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜中華街発展会協同組合
横浜駅東口振興協議会、カップヌードルミュージアム

【行政との連携】

横浜市青少年局 子育て支援課	横浜市内 子育て支援拠点、広場等
横浜市青少年局 保育運営課	横浜市内 幼稚園・保育園
横浜市青少年局 放課後児童育成課	横浜市内 学童保育

(3) CSR活動としての社資協力の推進

(中期事業計画－施策 6)

企業に対し、CSR活動として赤十字運動への参加を推進することで活動資金（社資）の安定的確保を図るため、既協力法人各社へ働きかけを行うとともに新たな協力法人獲得に向けた広報活動を強化します。また、赤十字支援マークを有効活用します。

第7章 市区町村における赤十字事業の促進

日本赤十字社は、赤十字の人道的な事業に賛同し、毎年500円以上の資金(社費)協力をしていただく「社員」をもって組織する法人で、「社員」は日本赤十字社の組織の基礎をなすものです。

その活動は、個人・法人社員の皆さまからいただく社費と、県民の皆さまからの寄付によって支えられています。

当支部では、県民の皆さまの生命と健康を守るため、地域に根ざしたさまざまな活動を行っており、災害が発生すると、自治体や地域住民の皆さまと協力して救護活動を展開するなど、その活動は地域と密接な関わりをもっています。

こうした活動を支えていただくため、一人でも多くの皆さまにご賛同いただき、継続的なご支援をいただけるよう、県内の各市区町村における63の地区本部・地区・分区の協力のもと、赤十字思想の普及・啓発にかかる活動を推進するとともに、赤十字社員運動月間を中心として社員の確保に努めます。

1. 市区町村における赤十字事業の促進

(1) 「地域住民への還元」の視点に立った事業の展開

「社員」や多くの県民の皆さまから協力いただいた活動資金による赤十字事業を直接還元できるよう努めます。

- ① 地域住民の健康と安全を守り、不慮の事故や災害から生命を守る事業

(2) 減災セミナーの実施（地域）

（中期事業計画－施策23）

地域の防災力向上と県民の減災意識向上への協力により赤十字運動の拡大を図るため、各地域で減災セミナーを展開します。

平成27年度は、地区本部・地区・分区担当者を対象として開催するとともに、県民を対象とした同セミナーを4地区で開催します。

第8章 看護師の養成

日本赤十字社では、1890年（明治23年）から救護看護師の養成を行っています。当支部では、日本赤十字看護大学等に委託し、災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力を備えた赤十字看護師を養成しています。

また、支部においては、県内赤十字病院で採用した看護師を、救護班の一員として災害現場に派遣できるように、積極的に教育訓練を行っています。

1. 最新医療に対応できる看護師の養成

(1) 日本赤十字学園等への委託養成

当支部では、最新の医療に即応できる優れた看護師を養成するため、第2ブロック支部（関東・山梨・新潟）の看護師養成大学として位置づけられた日本赤十字学園の看護大学、並びに一般の看護大学において看護師の委託養成に努めています。

（平成27年度の委託在学生見込数）

1年生	15人
2年生	18人
3年生	15人
4年生	17人
計	65人

2. 支部における救護看護師養成

(1) 救護看護師養成研修会の開催

県内赤十字病院の看護師（保健師・助産師含む）として採用された職員に対して、救護班に登録できる赤十字救護看護師として必要な知識や技術、態度を習得させる研修会を開催します。

第9章 医療事業

我が国の医療状況は、大規模広域災害への対策を早急に進める一方、少子・高齢化社会に対応した医療制度の充実に取り組んでおり、赤十字医療施設においても、一層経営の効率化に努め、地域の中核病院としての質の高い医療を提供していく必要があります。

当支部管内の横浜市立みなと・秦野・相模原の各赤十字病院は、医療の動向を見据えたうえで、機能および特色の更なる明確化を図り、診療報酬体系に対応した運営体制を構築して健全な経営を目指した事業計画を策定し、地域における赤十字医療施設としての役割を十分に発揮するとともに、安全・安心で良質な医療の提供に努めます。

1. 地域に根ざした医療の提供

(1) 横浜市立みなと赤十字病院

当院は、横浜市の指定管理者制度に基づき平成17年4月に開院し、地域の皆さま方への良質な医療の提供を目的としてさまざまな取り組みを行ってきました。

診療体制の充実においては、DPCⅡ群への取り組みとして診療密度・外保連指数・在院日数の短縮に努めました。また、スムーズな入院から退院までを支援する入院支援センターを創設しました。

さらに、診療報酬改定により、特定集中治療管理料（Ⅲ→Ⅰ）、ハイケアユニット入院医療管理料（Ⅱ→Ⅰ）へ施設基準変更を行い、高度な質の高い医療を目指します。

平成27年度は、特徴ある病院づくりとして地域がん拠点病院（ダ・ヴィンチ・PETCT）の強化・ハートセンターの設立（内科系⇔外科系連携機能強化）・外傷センターの設立を目指し、さらなる医療連携センターの充実強化・推進を図ります。

臨床教育研修センターにおいては、新専門医制度への対応・医師人事考課による評価・臨床治験センターの設立・管理者教育・各職種による計画的な教育方針等のコントロールを行います。

診療圏は、中区・磯子区・南区を中心に横浜市内全域に及んでいます。

ア 病床数・職員構成、患者見込数等

病床数	職員構成	入院・外来患者見込数等		
許可 634床	1,195人 (内訳)	入 院	年間延べ患者数	196,224人
一般 584床	医師・歯科医師 208人		1日あたりの患者数	536人
精神 50床	看護師等 705人		病床利用率	84.6%
実働 634床	薬剤師・医療技術職員等 170人 事務職員等 112人	外 来	年間延べ患者数	283,343人
			1日あたりの患者数	1,166人

イ 診療科目

内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、リウマチ科、緩和ケア内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、神経内科、アレルギー科、精神科、小児科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科 計36科

ウ 医療社会事業

① 人間ドック	(2日ドック250人、1日ドック1,700人、計1,950人)
② 母親教室	(1,000人)
③ 乳幼児健診	(1,100人)
④ 栄養相談	(2,500人)
⑤ 妊産婦健診	(14,000人)
⑥ 糖尿病教育入院栄養指導	(200人)
⑦ 企業健診	(180人)
⑧ 一般健診	(130人)
⑨ ガン検診	(4,100人)
⑩ 横浜市健康診査	(250人)
⑪ 横浜市国保特定健診	(1,100人)
⑫ 被爆者健診	(40人)
⑬ 福島県民健康調査	(30人)
⑭ 特定保健指導	(30人)
⑮ 予防接種	(2,400人)
⑯ 救急法講習会(再掲)	(5回、150人)
⑰ 健康生活支援講習会(再掲)	(6回、80人)
⑱ 幼児安全法講習会(再掲)	(2回、20人)
⑲ 一日看護体験(再掲)	(10人)
⑳ こころのケア研修会(再掲)	(9人)
㉑ 患者サービスイベント(コンサート等)	(8回、850人)
㉒ 地域医師対象臨床セミナー(みなとセミナー)	(24回、1,440人)
㉓ 市民健康講座	(2回、500人)

(2) 秦野赤十字病院

当院は、昭和13年に秦野町ほか5カ村の組合経営診療所の移管を受け、日本赤十字社神奈川県支部秦野診療所として開院し、同25年に秦野赤十字病院と改称しました。同43年に秦野市桜町に新築移転以後、地域の中核病院として地域医療のニーズにこたえとともに、エイズ拠点病院・災害医療拠点病院としての活動、院外処方・全科実施、人間ドック・訪問看護ステーション業務など医療事業の充実に積極的に取り組んできました。

平成14年6月には、老朽・狭あい化が進んだことから現在地に新築移転し、これに伴い、神経内科と麻酔科を新設して病床数も202床から320床に増床し、MRI、血管造影撮影装置等の高度医療機器や人工透析施設（20床）を整備するなど、地域の中核的病院としての診療機能の一層の充実・強化を図りました。

しかしながら、平成20年度に助産師・看護師の不足により1病棟（46床）を休床せざるを得ない状況に陥りましたが、平成23年度にICU4床を開設し、増築により健診センターを拡張、同24年9月には休棟していた4東病棟の一部を再開し、実働病床304床となりました。

平成27年度は、分娩医療撤退もあり、病棟の再編成を行い、一病棟を休棟し病棟の有効利用、看護師の集約化と効率化を図ります。また、長年の課題であった電子カルテに着手し地域の中核病院としての機能充実を図ります。

診療圏は、秦野市全域のほか伊勢原市・中井町・平塚市等に及んでいます。

ア 病床数・職員構成、患者見込数等

病床数		職員構成		入院・外来患者見込数等		
許可	320床	425人 (内訳)		入 院	年間延べ患者数	84,315人
一般	316床	医師・歯科医師	52人		1日あたりの患者数	231人
ICU	4床	看護師等	272人		病床利用率	89.0%
実働	260床	薬剤師・医療技術職員等	57人	外 来	年間延べ患者数	140,940人
一般	256床	事務職員等	44人		1日あたりの患者数	580人
ICU	4床					

イ 診療科目

内科、神経内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科 計17科

ウ 医療社会事業

① 人間ドック	(4,500人)
② 訪問看護	(3,600人)
③ 両親学級（妊婦および配偶者対象）	(600人)
④ 乳幼児健診	(60人)
⑤ 栄養指導	(600人)
⑥ 妊産婦健診	(1,000人)
⑦ 企業健診	(300人)
⑧ 一般健診	(200人)
⑨ 乳ガン検診	(1,150人)
⑩ 成人（老人）健診	(1,070人)
⑪ 予防接種	(2,200人)
⑫ 救急法講習会（再掲）	(12回、280人)
⑬ 健康生活支援講習（再掲）	(8回、190人)
⑭ 一日看護体験（再掲）	(30人)
⑮ 市民の日健康相談	(500人)
⑯ 幼児安全法講習会	(2回、20人)

(3) 相模原赤十字病院

当院は、昭和28年に日本赤十字社神奈川県支部中野赤十字病院として開院し、同40年には津久井赤十字病院と改称し、平成14年には建物の老朽・狭あい化に伴う全面改築工事が完了しました。

平成18年4月からは指定管理者制度に基づき、現在の相模原市立3診療所（青野原・千木良・藤野）の管理運営を開始し、より一層の地域医療の充実にも努めています。

平成26年には相模原市の政令指定都市移行に伴い津久井の地名がなくなったこと等から、相模原赤十字病院とあらためて改称し、相模原市西部地域唯一の公的医療機関として、地域医療のニーズにこたえるとともに、エイズ拠点病院・災害医療拠点病院としての活動、人間ドック・訪問看護ステーション業務など医療事業の一層の充実・強化に取り組んできました。

また、平成27年2月には、病院を第三者の立場で評価する日本病院機能評価機構の3rdG：Ver.1.0を受審しました。

平成27年度は、救急医療を充実し、急性期病院としての体制を強化するため、大学等との連携強化を更に図り、また、医師の確保、看護基準7：1の維持、病床利用率の向上、在宅医療の強化、病診連携の充実にも努めます。

なお、市立診療所の運営も指定管理期間最終の10年目となることから、次期指定管理について検討します。

診療圏は、相模原市西部地域のほか愛甲郡の一部にも及んでいます。

ア 病床数・職員構成、患者見込数等

病床数	職員構成	入院・外来患者見込数等		
許可 一般 132床	291人 (内訳) 医師・歯科医師 24人	入 院	年間延べ患者数	39,345人
			1日あたりの患者数	108人
実働 一般 132床	看護師等 166人 薬剤師・医療技術職員等 36人 事務職員等 65人		病床利用率	81.4%
		外 来	年間延べ患者数	104,910人
			1日あたりの患者数	390人

イ 診療科目

内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
計18科

ウ 医療社会事業

① 人間ドック	(日帰り695人、日帰り2日間10人、乳ガン25人、計730人)
② 訪問看護	(2,450人)
③ 乳幼児健診	(1,200人)
④ 小児健診	(1,100人)
⑤ 栄養相談	(650人)
⑥ 糖尿病教室	(45人)
⑦ 企業健診	(2,300人)
⑧ 一般・成人病健診	(2,400人)
⑨ ガン検診	(5,800人)
⑩ 予防接種	(4,500人)
⑪ 救急法講習会(再掲)	(2回、50人)
⑫ 健康生活支援講習会(再掲)	(4回、40人)
⑬ 幼児安全法講習会(再掲)	(2回、20人)
⑭ 一日看護体験(再掲)	(25人)
⑮ こころのケア研修会(再掲)	(15人)

エ 3診療所の患者見込数

見込数	青野原診療所	千木良診療所	藤野診療所	合 計
年間延べ患者数	6,752人	4,480人	9,408人	20,640人
1日あたりの患者数	23.0人	15.2人	32.0人	70.2人

第10章 血液事業

日本赤十字社は、平成15年7月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体と一体となり血液事業を運営しています。

血液事業は、安全性の向上、安定供給の確保はもちろんのこと、事業者の責務として効率的な事業運営を行うことが求められています。平成24年度から始まりました広域的な事業運営体制を最大限に活用し、関東甲信越ブロック血液センターとの一体的な運営、広域的な需給管理を行い、地域連携を強化し、県民の皆様や医療機関等から信頼される血液事業を展開します。

1. 血液製剤の安定供給の確保

(1) 献血者の安定的確保および安全対策

輸血用血液製剤の需要については、高齢化が進むことで、今後ますます増えることが予想されています。将来にわたり血液製剤の安定供給を行える体制を確保するため、献血者の確保対策および若年層献血者への献血推進を積極的に進めます。

献血会場についても、平成27年1月に新たにオープンした献血ルームをはじめとする8か所の献血ルームと移動採血車において、献血者が安心感と親しみをもって献血いただけるよう環境の整備とイメージアップに努めます。また、複数回献血者を安定的に確保するためにメールクラブ会員数の拡大を図るとともに、献血の意義を広く県民の皆さまに理解してもらえよう、輸血を受ける方の顔が見える広報を継続的に展開します。

献血者の安全対策については、初回献血者への献血に対する不安を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休息をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分にを行い、献血者の安全性の確保に努めます。

ア 職員構成、採血・供給計画

職員構成	種別	採血目標数(本)	製剤	供給目標本数
384人 (内訳) 医師 20人 薬剤師・検査技師 11人 看護師 144人 事務職員 209人	200mL	15,556	赤血球	208,506 (402,000単位)
	400mL	203,675	血漿	69,150 (220,075単位)
	成分	94,214	血小板	45,341 (545,000単位)
	計	313,445	計	322,997 (1,167,075単位)

イ 献血ルーム

8カ所、112ベッド

(内訳)

横浜駅東口 (21ベッド)、横浜駅西口第二 (20ベッド)、川崎駅東口 (20ベッド)、横浜駅西口 (10ベッド)、二俣川 (7ベッド)、溝の口 (10ベッド)、藤沢 (12ベッド)、本厚木 (12ベッド)

ウ 車両

移動採血車12台、血液運搬車39台、広報車その他36台 計87台

2. 献血思想の普及

(1) 若年層への献血思想の普及

進む少子高齢化の影響により輸血が必要な世代が増加する一方、献血できる若い世代が年々減少しています。

これに対応すべく、若年層への献血思想の普及や血液事業への理解を深めることを目的に、様々な事業に取り組みます。

- 新
- ① 小学生を対象とした献血模擬体験の実施
 - ② 神奈川県内小・中学生「献血の絵」ポスター展の実施
 - ③ 赤十字・いのちと献血俳句コンテストの実施
 - ④ プロスポーツチームと協働したイベントの実施
 - ⑤ はたちの献血・クリスマス献血等のキャンペーンの実施
 - ⑥ 学生ボランティアとの広報活動の実施
 - ⑦ 中学校の職業体験の受け入れ
 - ⑧ 高等学校・大学の施設見学の受け入れ
 - ⑨ 小学校・中学校・高等学校・大学への献血セミナーの実施

(2) 献血協力者・団体との連携の強化

- ① 献血運動推進全国大会への参加 (大阪府)
- ② 県・市町村献血推進会議の開催
- ③ 各ライオンズクラブとの連携強化

第11章 社会福祉事業

視覚障害者のための情報提供施設である神奈川県ライトセンターは、神奈川県指定管理者制度に基づき、日本赤十字社が指定管理者として、管理運営を行っています。平成27年度は第2期指定管理の5年目となり、第3期目の指定管理継続を審査される年度となります。引き続き当社が運営を継続できるよう、さらなる施設利用の促進、的確な利用者ニーズの把握、そして神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団をはじめとする多くのボランティアの方々のご協力をいただきながら、赤十字の特色を生かした事業運営を行います。

1. 視覚障害者の社会参加促進

(1) 神奈川県ライトセンター

当センターは、視覚障害者の社会参加を促進するため、視覚障害者への点字や録音図書・雑誌等による情報提供、日常生活に必要な各種指導や訓練の実施、各種スポーツの場の提供とスポーツ指導、ボランティア養成および活動の振興、視覚障害者に対する理解促進のための普及啓発事業に取り組めます。

ア 情報提供事業

視覚障害者の文字情報入手をサポートするため、各種の事業を実施し、サービスの向上に努めます。

- ① 点字・録音による図書や雑誌の製作
- ② 閲覧・貸出・読書相談等による利用者サービスの実施
- ③ 点訳・音訳・対面サービス・点字コピー等個別サービスの実施
- ④ 視覚障害者情報総合ネットワークを活用した全国規模での相互協力の促進
- ⑤ 音声配信サービスへの積極的参加、拡大図書製作等新たなスタイルでの情報提供サービスの推進

新 ⑥ 読書推進のための積極的な支援を実施

- ⑦ パソコン・デジタル読書器等、時代を反映した各種機器の使用に関する相談ならびに操作についての支援

イ 指導訓練事業

視覚障害者（児）の自立を促進するため、相談や各種指導訓練を実施します。

- ① 相談指導 (300人)
- ② 視覚障害児およびその保護者を対象とした行事 (250人)
- ③ 視覚障害児の野外指導 (1回、30人)
- ④ 調理や裁縫等の日常生活基礎技術指導 (20人)
- ⑤ 歩行訓練 (80人)
- ⑥ 点字・音声パソコン等のコミュニケーション指導 (100人)
- ⑦ 視覚障害児をもつ保護者のための教室 (2回、各15人)
- ⑧ 日常生活動作の質を高めるための技術講習会 (5回、各10人)
- ⑨ 教養講座等 (2回、各15人)

ウ スポーツ振興事業

視覚障害者に安全なスポーツの場を提供するほか、各種スポーツ指導や教室を実施します。

平成27年度は、昨年度、好評だった「夏祭り」やスポーツ体験会を引き続き開催し、さらなる利用促進を図ります。

- ① スポーツ教室 (22教室)
成人向け水泳教室、キッズ水泳教室、シンクロナイズドスイミング教室、水中運動教室
アクアエクササイズ教室、肩こり腰痛ケア体操教室、フリークライミング教室
健康・安全教室(着衣泳講習会)他
新 ゆったり!リズムダンス教室
- ② 各種体験教室
健康スポーツ教室(スティックボール教室)、ゴールボール体験教室
ブラインドサッカー教室、S T T入門教室、あそVIVA!(視覚障害児を対象)、他
- ③ スポーツ競技会
サウンドテーブルテニス大会 (1回、50人)
神奈川県フロアバレーボール大会(共催) (1回、200人)
神奈川県フロアバレーボールリーグ戦(共催) (5回、100人)
J F V Aクラブ日本一決定戦(共催) (1回、300人)
全日本ブラインドダンス選手権(共催) (1回、400人)
- ④ スポーツ等ボランティアの研修会 (1回、20人)
- ⑤ 地域スポーツ振興 (2回)
- ⑥ フィットネス相談 (通年・随時)

エ ボランティア育成事業

視覚障害援助ボランティア活動を志す人々を対象に、各種養成講座や勉強会・研修会を開催します。また、時間数・内容等の見直しを行い、時代の求めに応じた講座を効果的に開催するよう努めます。また、広報手段の工夫によりボランティアの発掘に努めます。

(ア) 各種養成講座の開催

- ① 視覚障害援助ボランティア入門講座 (6回、各60人)
- ② 点訳講座(基礎・応用) (各20人)
- ③ 点訳図書校正講座 (10人)
- ④ 特殊点訳講座(楽譜) (20人)
- ⑤ 視覚障害者点字指導法講座 (10人)
- ⑥ 録音講座 (各16人)
- ⑦ 誘導法講座 (3回、各20人)
- ⑧ 拡大写本講座 (15人)
- ⑨ スポーツ&レクリエーションボランティア講座 (2回、各12人)
- ⑩ 在宅者援助講座 (20人)
- ⑪ デジタル録音図書編集講座 (8人)
- ⑫ パソコンサポートボランティア講座 (8人)
- ⑬ 指導者養成講座 (2回、各20人)

(イ) 各種勉強会・研修会等の開催

- ① 点訳勉強会 (4回、各100人)
- ② 点訳勉強会(地域開催) (5カ所、各40人)
- ③ 蔵書点訳技術者勉強会 (40人)

- ④ 点訳図書校正技術者勉強会 (100人)
- ⑤ 視覚障害者点字指導ボランティア勉強会 (20人)
- ⑥ 録音技術認定者勉強会 (10回、延べ170人)
- ⑦ 録音勉強会 (60人)
- ⑧ 点訳・録音ボランティア合同勉強会 (70人)
- ⑨ 指導技術研究会 (録音) (60人)
- ⑩ 指導技術研究会 (誘導) (4回、延べ40人)
- ⑪ 拡大写本ボランティア勉強会 (50人)
- ⑫ スポーツ介助ボランティア勉強会 (30人)
- ⑬ デジタル録音図書編集ボランティア勉強会 (20人)
- ⑭ 指導者勉強会 (点訳・録音・誘導・拡大写本) (計10回、延べ90人)
- ⑮ ボランティアリーダー研修会 (60人)

オ 普及啓発事業

当センターの事業を広く理解していただくとともに、視覚障害者の社会参加を促進するため、各種の事業を行います。

- ① 視覚障害理解のための福祉教室 (110回、各65人)
- ② 施設見学会 (120件、1,500人)
- ③ 小・中学校教職員対象視覚障害者福祉教室 (3回、各30人)
- ④ 機関紙「ライトセンターだより」発行 (毎月38,000部発行)
(内訳：点字5,500部、デージー12,000部、墨字19,000部、拡大1,500部)
- ⑤ 移動ライトセンター (4回、各200人)
- ⑥ クラブ活動への援助・育成 (33クラブ)
- ⑦ 各種行事への助成 (4行事)
- ⑧ ライトセンターフェスティバル (1回、1,500人)
- ⑨ 音声解説付き映画体験会 (12回、各40人)
- ⑩ 防災デー (1回、110人)
- ⑪ ライトセンター音楽祭 (1回、300人)
- ⑫ ライトセンター夏祭 (1回、100人)
- ⑬ 企業等連携プログラム「いつもここに安心を (視覚障害を知るコース)」
(支部共催事業、再掲) (3回)

平成27年度 事業計画

平成27年3月5日発行

発行 日本赤十字社神奈川県支部
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL.045(681)2123
FAX.045(211)0420(総務部)
045(681)2136(企画振興部)
045(681)1120(事業部)
ホームページ <http://www.kanagawa.jrc.or.jp/>
電子メール info@kanagawa-jrc.jp

